

協議第30号 協定項目22 - 8 交通対策事業の取扱いについて

- 1 鉄道会社に対する要望活動については、新町に引き継ぐものとする。
- 2 バスの運行については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。
- 3 交通安全計画については、合併後速やかに新町交通安全計画を策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。

協議第31号 協定項目22 - 24 水道事業の取扱いについて

- 1 水道料金等については、現行のとおりとする。但し、水道使用証明手数料については、合併時に両村の証明手数料に合わせる。
- 2 後野地区簡易給水施設については、合併後上水道事業に編入する。
- 3 西ノ沢簡易水道、大野簡易水道、七重簡易水道においては、合併後、再整備を進める。

協議第32号 協定項目22 - 26 学校教育事業の取扱いについて

- 1 教育委員に関することは、合併時に再編する。
- 2 学校の施設整備計画は、合併時までに各小中学校の現状を把握し、合併後現行の整備計画をもとに中長期計画を作成し対応する。
- 3 奨学資金は、合併時までに再編する。
- 4 要保護・準要保護児童生徒の就学援助は、合併時に再編する。
- 5 特殊教育児童生徒の就学補助は、合併時に再編する。
- 6 遠距離通学費補助は、合併後に再編する。当面は現行のとおりとする。基準については、通学区域の見直しに併せて検討する。
- 7 小・中学校通学区域設定に関することは、合併後に再編する。当面は現行のとおりとするが、弾力的な運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新町において速やかに小中学校の適正規模、適正配置の検討と併せて通学区の見直しを行う。
- 8 語学指導助手に関することは、合併時に再編する。
- 9 スクールバスの管理運営に関することは、合併後に再編する。当分の間は現行のとおりとし、合併後新町において、通学区域の見直しと併せて検討する。
- 10 就園奨励費援助は、合併時までに再編する。
- 11 私立幼稚園園児保護者補助金は、合併時までに再編する。
- 12 学校給食の実施は、合併翌年度当初より統合する。
- 13 給食会計は、合併後速やかに統合する。